

《表1》2026年4月1日現在の医療費助成制度 市町村別一覧（地域医療対策部調べ） 変更点は太字で表記。

	小児医療費助成制度			重度障害者医療費助成制度	
	対象年齢（※1・2）	一部負担金	所得制限（入院・通院とも）	一部負担金	年齢制限・所得制限
神奈川県	小学校卒	3歳まで：なし 4歳以降：通院1回200円 入院1日100円 （調剤は除く）	旧児童手当旧特例給付 基準	あり 入院1日100円 通院1回200円	【年齢制限】 65歳以上の新規適用除外 【所得制限】 特別障害者手当の所得 制限に準拠（本人のみ）
横浜市	中学校卒 → 高校卒 (2026年6月から)	なし	なし	なし	なし
川崎市	中学校卒 → 高校卒 (2026年9月から)	小3までなし。小4以降は通院1 回500円（調剤・入院除く※3） →なし（2026年9月から）	なし	なし	なし
相模原市		小学校卒までなし。中1以降は通 院1回500円（調剤・入院除く※3） →2027年度4月受診分（予定） から一部負担金撤廃	0歳～中学校卒までなし。 高校1年生以降：2024年9 月までの児童手当基準 →2027年度4月受診分（予 定）から高校生世代の所得 制限撤廃	年齢・ 所得（2026年10月から）	
横須賀市				年齢	
平塚市				年齢	
鎌倉市				年齢・所得	
藤沢市				なし	
小田原市				なし	
茅ヶ崎市				年齢	
逗子市				年齢・所得	
三浦市				年齢	
秦野市				年齢	
厚木市				年齢・所得	
大和市				年齢	
伊勢原市				年齢	
海老名市				年齢・所得	
座間市	高校卒	なし	なし	年齢	
南足柄市				所得	
綾瀬市				年齢	
葉山町				年齢・所得	
寒川町				年齢	
大磯町				年齢	
二宮町				年齢・所得	
中井町				年齢	
大井町				年齢	
松田町				年齢・所得	
山北町				なし	
開成町				なし	
箱根町				年齢・所得	
真鶴町				なし	
湯河原町				年齢・所得	
愛川町				なし	
清川村				なし	

※1 通院助成の対象年齢
 ・「小学校卒」＝小学校卒業後最初の3月31日まで。
 ・「中学校卒」＝中学校卒業後最初の3月31日まで。
 ・「高校卒」＝18歳になった日以降最初の3月31日まで。

※2 入院助成の対象年齢
 ・中学校卒まで対象の自治体（横浜・川崎各市）において、
 15歳年度末に入院中で4月以降も入院する場合は、退院まで補助が継続（要事前申請・最長で18歳年度末）。
 ・市町村の財源上乗せにより、保険診療の一部負担金はない（県としての対象は中学校卒まで・一部負担金あり）。

※3 一部負担金
 ・川崎市…保護者が市民税所得割非課税の場合は一部負担金なし。
 ・相模原市…養育者が市民税非課税の場合は一部負担金なし。

医療費助成制度アンケート 乳 県内全市町村で

18歳まで対象に

地域医療対策部はこのほど、県内自治体に医療費助成制度の定例アンケート調査を実施した。

この調査は小児医療費助成（㊶）、ひとり親家庭等医療費助成（㊷）、重度障害者医療費助成（㊸）の3制度を対象に、制度の拡充・後退の状況把握を行うためのもので、県と全ての市町村から回答があった。

「調査期間」2026年1月22日～2月19日（その後も随時照会）／回答率100%（神奈川県および県内33市町村より、メール・FAXにて回答）

川崎9月から拡充

①横濱6月から、川崎9月から拡充

②については、今年度中には自治体の単独事業。県の制度をベースに市町村が独自で「上乗せ」努力を、対象の拡大を図っている。

県基準への後退につづく

相模原市では、10月より県基準の特別障害者手当の基準に準拠した所得制限が導入される予定だ。また鎌倉市では、㊶と同様に償還払いの申請期限が5年間から2年間への変更があった。

③については、平塚市で県基準の申請時の年齢制限が設けられ、65歳以上は新規の申請ができないという理不尽な話である。是正を訴える声が行政を満まで

「地域格差」是正の悲願叶う

今年度、市町村の「上乗せ」努力という形ではあるものの、県内全市町村で18歳までの④拡充が実現している。

⑤は、この数年で対象年齢や所得制限の県基準への後退が見受けられる。本来、加齢に伴って障害が重くなるのは当然であり、65歳以上は新規の申請ができないという理不尽な話である。是正を訴える声が行政を満まで

調査結果の詳細は、
保険医協会ホームページよりご確認ください。



小児医療費助成



ひとり親家庭等医療費助成



重度障害者医療費助成

医療費相談室 次回は **4/15 (水)** **相談無料**

TEL 045-313-2225 14時～17時

医療ソーシャルワーカーが相談に応じます。事前予約も承ります。地域医療対策部へご連絡ください(TEL.045-313-2111)※通話料がかかります。

児童虐待防止へ、医療機関の第一歩

子育て支援リーフレット(無料)、注文受付中

子育て中の保護者が抱える育児不安・ストレスの悩みを相談できるきっかけをつくるリーフレットです。孤立し育児に悩む保護者が行政や支援へと繋がるよう、地域の相談窓口を多数掲載しています。相談を促すコラムや、温かみのある雰囲気イラストを用い、手に取りやすいサイズ感（B5三つ折り）となっています。

かねてより、子どもを巡る痛ましい事件が後を絶たず、当協会では2004年から開業医・開業歯科医師としてできる児童虐待予防対策に取り組んできました。▽診察室で気になる親子に渡す、▽待合室やお手洗いに設置のほか、▽出産を控えた妊婦に渡す資料に加えている先生も。県内全域に広がる会員が、本リーフレットを活用し、あの手この手で児童虐待を防ぐきっかけを作っています。

注文無料・地域医療対策部までお問合せください (TEL 045-313-2111)。